

議案第42号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和2年5月15日

提出者 調布市長 長友 貴 樹

提案理由

調布市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、提案するものであります。

## 専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、調布市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和2年4月10日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

調布市中小企業事業資金融資あっせん条例（昭和45年調布市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 5 令和2年4月13日から規則で定める日までの間に第8条の規定により普通融資資金（運転資金に限る。）の融資あっせんを申請した者の第5条及び第6条の規定の適用については、第5条第1項中「2口まで」とあるのは「3口まで」と、「あっせんは、次項」とあるのは「あっせんにあつては次項」と、「これを」とあるのは「3口目の資金の融資あっせんにあつては市長が別に定めるところによる場合において、これを」と、第6条第1項第1号中「1年」とあるのは「1年（市長が特に必要と認めた場合にあつては、市長が別に定める期間）」とする。
- 6 令和2年2月1日から規則で定める日までの間に第8条の規定により融資あっせんを申請した者（市長が適当と認める者に限る。）の第10条の規定の適用については、同条第1項第1号ア中「据置期間6月」とあるのは、「据置期間として市長が別に定める期間」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市中小企業事業資金融資あっせん条例附則第6項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(委任)

3 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定める。